

議案第４６号 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第４６号大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の２ページをお願いします。

改正理由についてであります。令和６年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が一部改正され、令和７年４月１日より施行することとされたことから、同様の内容を規定している市の条例を改正するものであります。

資料の３ページをお願いします。

次に、改正の内容についてですが、改正内容の１点目は、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力の見直しになります。利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定等の保育内容支援に係る連携協力について、従前は連携協力を行う保育所、認定こども園

または幼稚園を確保しなければならないとされていたものを、連携施設の確保が困難と認める場合であって、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保した上で、両者の間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されており、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう措置が講じられている場合に、連携施設を確保しないことができることとするものです。

資料の 4 ページをお願いします。

代替保育に係る連携協力について、従前は保育所、認定こども園または幼稚園が特定地域型保育事業者に代わって代替保育を実施しますが、連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、特定地域型保育事業者が代替保育提供者を適切に確保した上で、両者の間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されており、代替保育提供者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう措置が講じられている場合に、連携施設を確保しないことができることとするものとされていたものを、代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じて、なお当該者の確保が著しく困難である場合は当該規定を適用しないことができることとするものです。

資料の 5 ページをお願いします。

2点目は、連携施設経過措置の延長になります。特定地域型保育事業における連携施設に関する経過措置として、子ども・子育て支援法の施行の日(平成27年4月1日から施行)から起算して10年を経過する日までの間においては連携施設を確保しないことができるとの定めがあり、当該規定が15年に延長されます。

対象施設については、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育室が対象となります。

資料の6ページから13ページにかけて、条例の改正箇所について記載をしております。

資料の14ページをお願いします。

施行期日は、令和7年4月1日の施行を予定しております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。